

高等学校専攻科修学支援金について (令和3年7月から) 《茨城県》

1. 制度の概要

【制度概要】

御家庭の教育費負担軽減を図るための、授業料支援の仕組みです。

【受給資格】

高等学校専攻科に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象となりません。**

- ・保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額(算定基準額)が、**5万1,300円以上**の方(年収目安約380万円以上の方)

【算定式】(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額

- ・高等学校等専攻科を修了した方
- ・高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月を超えた方

※ 専攻科修学支援金とは別に低所得世帯の授業料以外の教育費などを支援する「奨学給付金(返済不要)」の制度もあります。
(具体的な手続き等は学校から別途対象者へお知らせいたします。)

2. 受給資格の認定

利用のためには、**申請が必要です**。入学時等に学校から案内があるので、必ず申請書類(マイナンバー関係書類等を含む)を学校に提出してください。提出された書類を基に、都道府県が受給資格の認定を行います。

【重要(必ず確認願います)】

税の申告(確定申告)を行っていない場合は、支援金を受けられない場合がありますので、申請前までに令和2年分の所得について行うようお願いいたします。(所得が無い場合も必要です。)
(ただし、**所得が1か所からの給与所得のみで他に所得が無く、その勤務先で「年末調整」を行っている場合は確定申告は不要です。**)

毎年7月頃、御家庭の所得情報が更新されるので、都道府県はこれに基づいて改めて受給資格の確認を行います。この時には、申請時に提出されたマイナンバーを利用し、都道府県が確認作業を行うため、マイナンバー関係書類の再度の提出は不要です。※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲のみで、支援金の支給に関する事務に活用します。

3. 支給額

支給額(上限額)は、算定基準額により以下のとおりとなります。

◆算定基準額

(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額

(区分1)算定基準額が100円未満

➡ 授業料相当額(年額11万8,800円)

(区分2)算定基準額が100円以上5万1,300円未満

➡ 授業料相当額の1/2(年額5万9,400円)

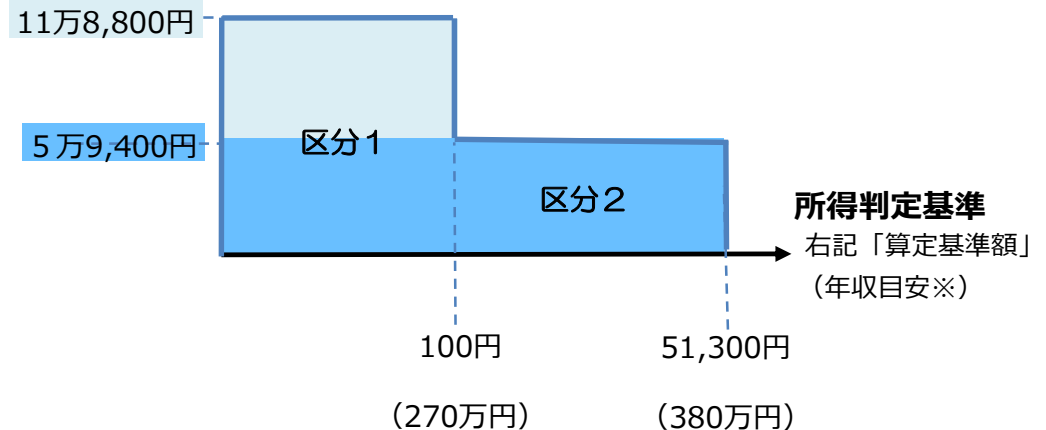
世帯の所得に応じ支給額は変わります。

※ 所得の判定基準は、1. に記載した算定式により計算した額です。

(原則として両親2名の合算で判定)

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。

支給額(上限額)



受給者全員
必要です！

4. 申請

学校から案内がありますので、申請を行って下さい。申請された月から支給開始となるので、遅れないよう注意してください。

(2. 受給資格の認定のとおり、申請より前に、税の申告を済ませておくようお願いいたします。所得が1か所からの給与所得のみで他に所得が無く、その勤務先で「年末調整」を行っている場合は確定申告は不要です。)

【必要書類】申請には、以下の書類が必要です。

- ①申請書
- ②保護者等のマイナンバーを明らかにできる書類（マイナンバーカードの写し等）

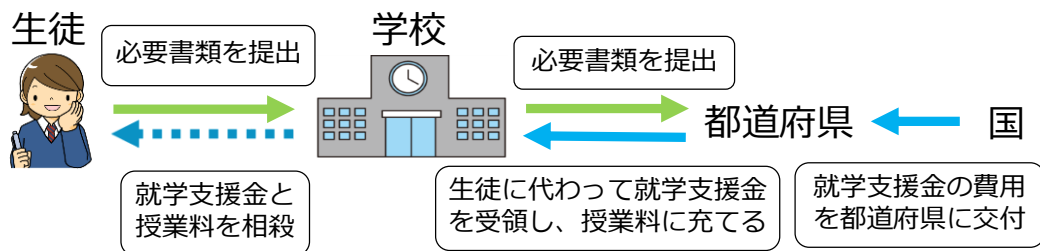
(注意事項)

- ・虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることなどがあります。
- ・②は原則、親権者全員分(例：親権者が両親ならば2名分)が必要です。詳細は下図をご覧ください。

5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**

(国公立高校専攻科は授業料負担が実質 0円 又は 半額になります。)



6. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、低所得世帯の授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『高校生等奨学給付金』（返済不要）や、都道府県独自の経済的支援に高等学校専攻科も対象となります。

◆就学支援金と申請時期が異なります。

高校生等奨学給付金を受給するためには、申請が必要です。

【例1】保護者等が茨城県在住，生徒が茨城県内の県立高等学校専攻科に在学
⇒生徒の在学する学校に提出

【例2】保護者等が茨城県外(※)在住，生徒が茨城県内の県立高等学校専攻科に在学
⇒保護者の在住する県に提出